

第3章 生活環境の状況

1 大気の汚染

(1)大気汚染の現況

北広島市では、人の健康に直接影響を与えるような大気汚染問題は発生していませんが、工業団地への企業進出や交通量の増加に伴う自動車排出ガスによる大気汚染が懸念されています。

これらの測定は環境基準での測定方法とは異なるため、環境基準との比較をすることはできませんが、経年変化や地域の状況などの把握の指標として参考となるものです。(図 3-1、3-2)

(2)大気汚染の防止のために

北広島市には、大気汚染を常時監視する自動測定機による測定局はありませんが、いおう酸化物や窒素酸化物については、二酸化鉛法やナフチルエチレンジアミン吸光光度法による測定を継続して実施しています。

また、ばい煙発生施設を有する工場等を監視するため、石狩振興局が大気汚染防止法に基づき立入検査を実施しており、排出基準や自主測定等の遵守状況を確認し、必要な事項については随時指導を行っています。

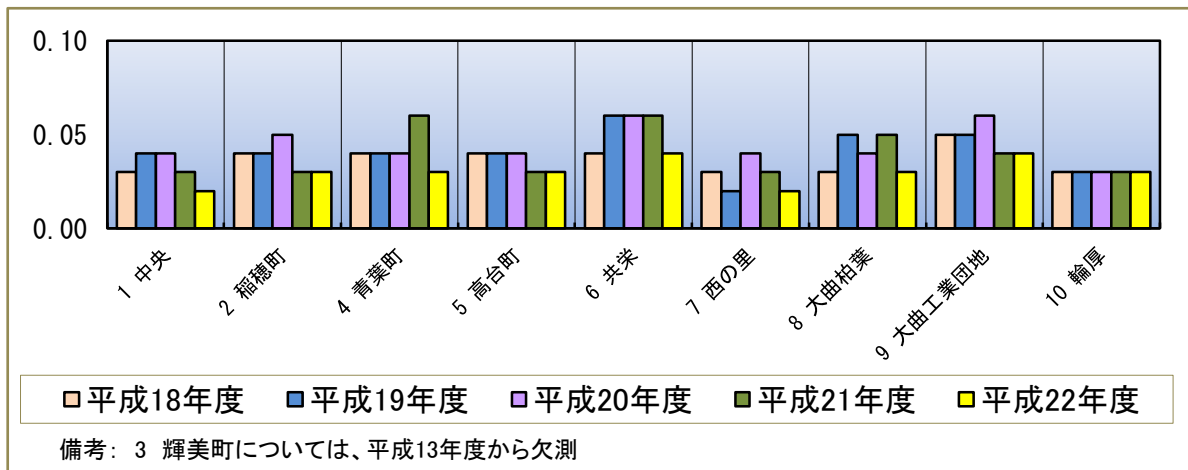


図 3-1 いおう酸化物の測定結果(単位:SO₃mg/100cm²/日)

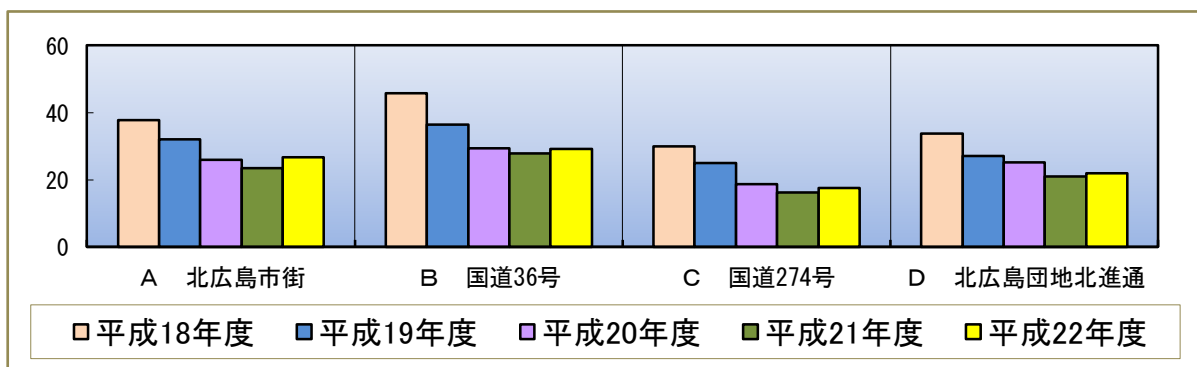


図 3-2 窒素酸化物の測定結果(単位:NO₂μg/100cm²/日)

表 3-1 二酸化鉛法による「いおう酸化物汚染度の判定標準」(寺部本次氏)

汚 染 度	SO ₃ mg/100cm ² /日の値		評 価
汚 染 第 1 度	0.5 以上	1.0 未満	軽 微 な 汚 染
汚 染 第 2 度	1.0 以上	2.0 未満	普 通 度 の 汚 染
汚 染 第 3 度	2.0 以上	3.0 未満	中 等 度 の 汚 染
汚 染 第 4 度	3.0 以上	4.0 未満	やや高度の汚染
汚 染 第 5 度	4.0 以上		高 度 の 汚 染

(3)大気汚染に関する環境基準

人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化いおうや一酸化炭素などの9物質について環境基準が定められています。また、ダイオキシン類についても大気環境基準が設定されています。(資料編P10 表B-1)

(4)排出の規制

工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙、粉じん等についてそれぞれ規制があります。(資料編P11 表B-2)

また、自動車から排出される自動車排出ガスについても、自動車の種別ごとに排出ガス量の許容限度が定められています。

(5)アスベスト(石綿)問題

市は、平成 17(2005)年 7 月 25 日「アスベスト対策連絡会議」を設置し、市有施設のアスベスト使用状況を調査しました。平成 8 年度以前に建設された耐火及び準耐火建築物を対象に、そ

の吹付け材について設計図書類と目視確認により調査し、最終的に含有が疑われる 32 施設の吹付け材について、専門の分析機関に分析調査を委託しました。

この調査の結果、16 施設の吹付け材にアスベストが含まれていることが判明したことから、小中学校の体育館から優先的に除去工事を開始し、平成 20 年度の下水処理センターの除去をもって全ての除去が終了しました。

また、これまで国内では未使用とされていたアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの3種類のアスベストが検出され、平成 20(2008)年 2 月 6 日付けで「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等」について通知があったことから、市では平成 17 年度の分析調査で石綿の含有率が 1 重量%以下とされていた施設のアスベスト 6 種類の分析調査を実施しましたが、アスベストは含有していませんでした。

2 水質の汚濁

(1)水質汚濁の現況

北広島市には、千歳川、島松川、輪厚川など、大小多くの河川が流れています。市内の中小河川のほとんどは流量が少ないため、河川が汚濁されると十分な希釈が行えず、河川に大きな負荷を与えてしまいます。

河川の水質は、BOD(生物化学的酸素要求

量)の数値で概ね判断することができることから、市では、毎年、定期的に千歳川、島松川、野津幌川など、24 地点で水質測定(生活環境項目)を実施しています。(図 3-3~3-6 参照)

市内河川のうち環境基準が設定されている千歳川(A類型)で大腸菌群数が環境基準値を超過する時期があり、BOD の 75%値についても

環境基準を超過する地点がありました。また、その他の河川では、河川(A 類型)と比較すると大腸菌群数が超過していた以外は、この基準をほぼ満足していました。大腸菌群数は、最確数法による測定方法では、土壌性の菌も同時に検出されることから、きれいな河川でも基準を超過することがあります。

なお、平成 11(1999)・12(2000)年度の環境負荷実態調査において、河川水及び地下水の「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)についての調査及び河川水のダイオキシン類調査を実施しましたが、全て環境基準を下回っており、良好な水質状況が確認されました。

また、河川水における「内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)」調査も実施しました。

表 3-2 BOD による水の汚れのめやす

BOD	用途及び適応
1mg/l	山岳部でみられるような河川で、環境上非常に良く、水道水としても簡易な浄化操作で飲用できます。
2mg/l	ヤマメ、イワナ等が生息し、水道水としても通常の浄化操作で飲用でき、水泳も可能です。
3mg/l	サケ、アユが生息し、水道水としては高度の浄化操作が必要です。
5mg/l	コイ、フナが生息し、沈殿等で工業用水に使用できます。
8mg/l	農業用水として使用できますが、工業用水には高度の浄化操作が必要です。
10mg/l	日常の生活の中で不快感を生じない限度です。
20mg/l	魚は生息できません。

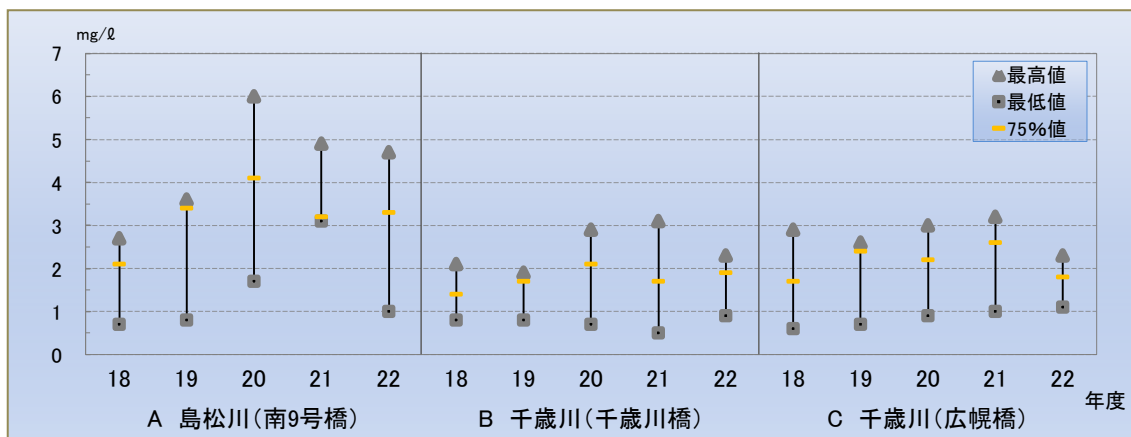


図 3-3 千歳川水系における BOD 値の経年変化

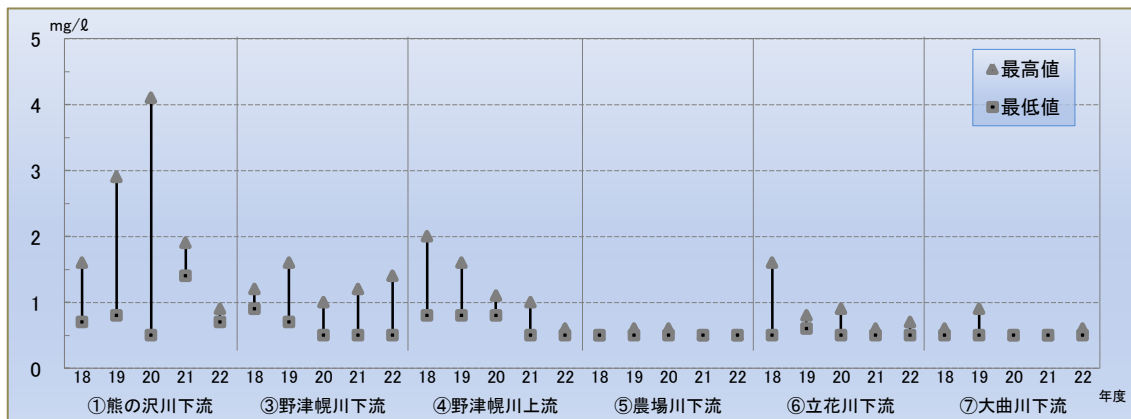


図 3-4 野津幌川水系における BOD 値の経年変化

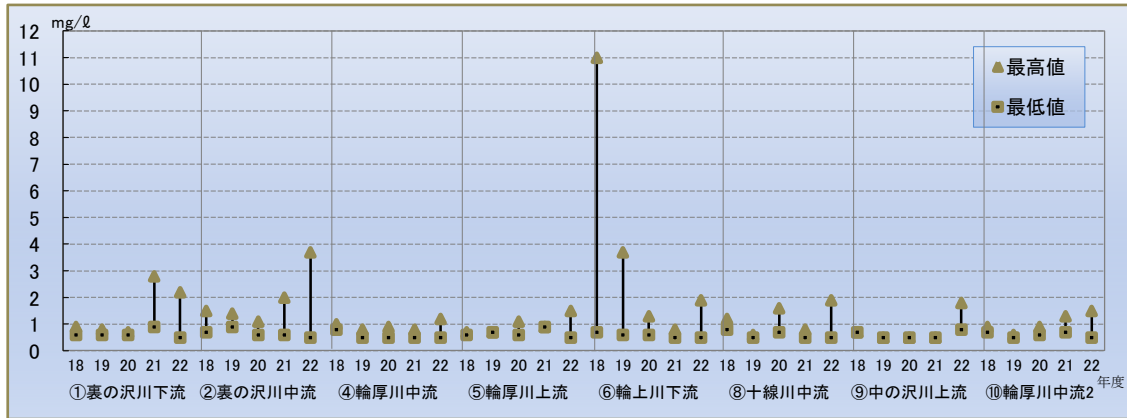


図 3-5 輪厚川・裏の沢川水系における BOD 値の経年変化

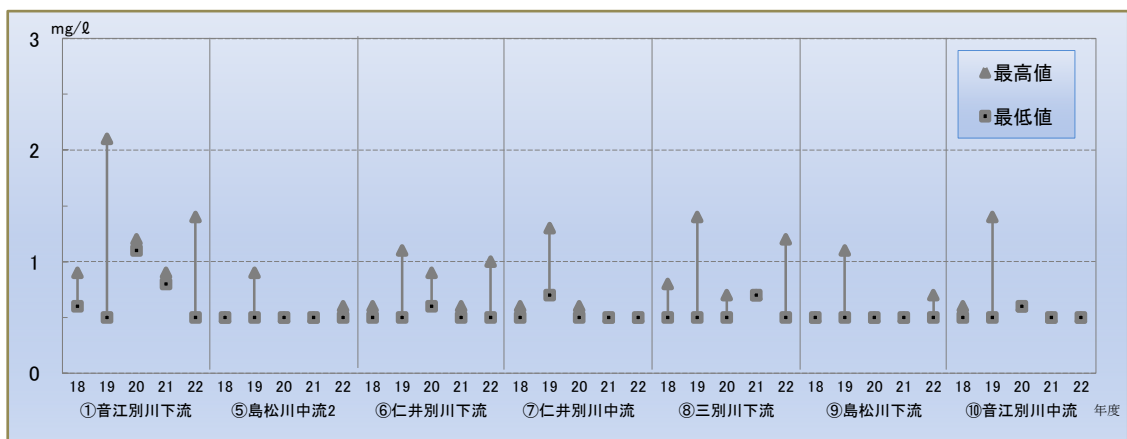


図 3-6 島松川水系における BOD 値の経年変化

(2) 水質汚濁の防止のために

市では、毎年、公共用水域の測定計画を立て、市内 24 地点で水質検査を行っています。このうちの 3 地点(千歳川(千歳川橋、広幌橋)、島松川(南 9 号橋))については、千歳川流域の地方自治体などで組織する千歳川水系水質保全連絡会議の水質一斉調査として年 6 回実施しています。その他の 21 地点については、年 2 回の水質検査を実施しています。(資料編 P2 表 A-2)

公共用水域に水を排出する特定施設を設置する工場、事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づく立入検査の実施機関である石狩振興局が排出基準の適合状況を監視するとともに、排水処理施設の維持管理方法などについての指導を行っています。

また、公共用水域の水質汚濁を防止するうえ

で、公共下水道は、非常に重要な役割を果たしています。

75%値とは

75%値とは、n個の測定値を小さなものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(小数点以下切り上げ)にくる値のことをいい、BOD の 75%値は水質の長期的評価に用いられています。なお、千歳川水系については年 6 回の測定を行っていますが、それ以外の水系については年 2 回の測定であるため、最高値と最低値のみを表示しました。

75%値とは

(3)水質汚濁に関する環境基準

公共用水域の水質について維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」があります。

①人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)(資料編P12表B-3①)

この基準は、有害物質 28 項目について直ちに達成されなければならない基準として、全国の公共用水域全てに適用され、地下水にも同一項目の基準が設定されています。

なお、平成12(2000)年1月には、ダイオキシン類にも水質環境基準が定められました。

②生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)(資料編P12表B-3②)

この基準は、環境大臣又は都道府県知事が指定した公共用水域(河川、湖沼、海域)について適用され、指定された各公共用水域は、いくつかの類型に分けられ、それぞれに基準値が設定されています。

北広島市内においては、千歳川がA類型に、野津幌川(函館本線鉄橋から上流部)がB類型に指定されています。

③生活環境の保全に関する環境基準(水生生物保全環境基準)(資料編P13表B-3③)

生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として、平成15(2003)年11月5日に加えられました。環境大臣又は都道府県知事が指定した公共用水域について適用されますが、まだ指定は行われていません。

④要監視項目(資料編P13表B-3④⑤)

公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず引き続き知

見の集積に努めるべきと判断された人の健康の保護に関する要監視項目として26項目、水生生物の保護に関する要監視項目として3項目が指定されています。

(4)排出水の規制

水質汚濁防止法では、『特定施設』を設置している工場・事業場からの排水水について、全国一律の排水基準として、「有害物質に係る排水基準」、「生活環境項目に係る排水基準」を定めています。

また、北海道は、条例でより厳しい排水基準(「上乘せ排水基準」)を定めており、北広島市においても環境保全指導要綱に基づく排水基準を定めています。

①水質汚濁防止法に基づく排水基準(資料編P14表B-4)

ア 有害物質に係る排水基準

排水水中の有害物質27項目について定められており、排水水の量にかかわらず全ての特定事業場からの排水水について適用になります。

イ 生活環境項目に係る排水基準

排水水中の水素イオン濃度(pH)や生物化学的酸素要求量(BOD)など12項目について定められており、一日の平均的な排水水量が50m³以上である特定事業場からの排水水について適用されます。

②道条例に基づく上乘せ排水基準(資料編P15表B-5)

北広島市の河川は石狩川水域に属するため、し尿処理施設、下水道終末処理施設などに上乘せ基準が適用されます。

③北広島市環境保全指導要綱に基づく排水基準(資料編P16表B-6)

「し尿浄化槽に係る排水基準」及び「排水の汚染状態の許容限度」が定められています。排水

の汚染状態の許容限度については、一日の平均的な排出水の量が 20m³以上 50m³未満である特定事業場の排水水について適用されます。

千歳川水質保全連絡会議

「千歳川水系水質保全連絡会議」は、昭和 49 年 2 月に千歳川水系の水質保全に関する情報・知識・資料などの交換や活用などを目的として、千歳川流域の市町(千歳市、恵庭市、江別市、広島町(現北広島市))と石狩支庁(現石狩振興局)とで設立され、昭和 52 年 3 月に南幌町、長沼町及び空知支庁(現空知総合振興局)、平成 2 年 4 月に江別市浄水場、長幌上水道企業団、平成 3 年 4 月に石狩東部広域水道企業団がそれぞれ参加しています。同連絡会議では、毎年、定期的に千歳川水系の河川水質一斉調査を実施しています。

千歳川水質保全連絡会議

④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

平成 12(2000)年 1 月 15 日、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類を含む汚水等を排出する施設について、排出基準が定められました。



河川の水質検査

3 騒音・振動

(1)騒音・振動の現況

北広島市は、北海道大演習場島松地区に隣接していることから、西部地区を中心に自衛隊航空機や砲弾の演習による騒音・振動の問題を抱えています。

自動車交通騒音については、市内国道 36 号地点において、自動車交通騒音や交通量などの測定を実施しています。(資料編P6 表A-3)

測定結果は、要請限度の範囲内にはありませんが、環境基準を超える時間帯がありました。

国道 36 号沿道自動車騒音一斉調査では、沿道の 8 市町が連携し、平成 22 年度は 8 月 30 日から 9 月 14 日までの 15 日間、測定した 10 地点のうち全ての時間帯で環境基準値を超過した地点が 5 地点あり、逆に全ての時間帯で環境基準値を下回った地点が 3 地点ありました。

また、要請限度を超過した時間帯のある測定地点はありませんでした。

一方、市街地、住宅地においては、拡声機による商業宣伝やピアノの音、ペットの鳴き声など人々の生活環境に影響を与える近隣騒音の問題があります。飲食店の深夜営業や拡声機による騒音については、法律、条例、要綱などで規制や指導が行われています。

また、工場機械などから発生する低周波音が原因と思われる被害が全国的に問題となっており、対策が急がれています。

(2)騒音・振動の防止のために

騒音規制法及び振動規制法では、北海道知事が規制地域を指定し、地域や時間区分などによって規制基準を定めています。

北広島市は、昭和 53(1978)年、法に基づき地域指定され、その後、土地利用状況等を考慮して随時、指定地域の見直しを行っています。

また、自衛隊機の演習による航空機騒音の影響の大きい西部地区や大曲地区等では、防

衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、住宅防音工事等が進められ、現在は、平成15年8月29日付けをもって第一種区域を解除する告示(適用日:平成17年4月1日)がなされたことによる経過措置として、適用日前日までに希望があったものについて、従前どおりの補助が実施されています。

(3)騒音に関する環境基準

生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、①一般地域・道路に面する地域に適用される「騒音に係る環境基準」、②飛行場周辺に適用される「航空機騒音に係る環境基準」等が定められています。このうち、騒音に係る環境基準については、平成11年4月、研究の進展、測定技術の向上、また国際的動向等を踏まえて改正され、騒音レベルの指標がこれまでの中央値(L_{50})から等価騒音レベル(L_{Aeq})に変更になりました。また、道路に面する地域においては、その評価方法が「その地域を代表すると思われる」測定点における「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地条件を考慮した「面的」な評価方法へと変更になりました。

なお、騒音に係る環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されません。(資料編P17表B-7、P18表B-8)

中央値・等価騒音レベル

中央値(L_{50})とは、騒音の大きさを評価する量の一つで、複数の測定値を大きい順番に並べた場合の中央に位置する測定値をいいます。

等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音の評価量の一つで、変動する騒音レベルのエネルギー的平均値です。国際的に広く用いられていて、平成11年4月から、中央値に代わり、環境基準の新評価手法として採用されました。

中央値・等価騒音レベル

(4)騒音・振動の規制

①工場・事業場の規制

騒音規制法・振動規制法では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、指定地域内に『特定施設』を設置する工場・事業場について、届出義務が課せられています。また、これ以外の地域についても、北海道公害防止条例による届出が義務付けられているなど、規制基準が遵守されるよう、設置や対策等についての指導を行っています。(資料編P18表B-9)

②建設作業の規制

騒音規制法・振動規制法では、指定地域内において『特定建設作業』を実施する場合に届出義務を課しており、騒音・振動の大きさや作業時間の規制等が行われています。

また、届出に際しては、規制基準に適合する工法での施工、規制基準の遵守、周辺住民への事前周知など届出者に対して指導を行っています。(資料編P19表B-10)

(5)自動車騒音・道路交通振動の要請限度

市町村長は、指定地域内における自動車騒音が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、北海道公安委員会に対し、道路交通法の規定による車両の通行禁止等の措置を執るよう要請することができます、必要があると認める場合、道路管理者等に対して、道路構造の改善等についての意見を述べることができます。

また、指定地域内における道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、道路交通振動防止のための舗装、維持、修繕の措置を執るよう要請し、または北海道公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行禁止等の措置を執るよう要請することができます。(資料編P20表B-11)

4 悪臭

(1) 悪臭の現況

北広島市における悪臭の原因は、養鶏場、養豚場、堆肥場など、農業・畜産業に関するものが多く、原因者に対しては、場内及び堆肥等の管理方法や、設備の改善、気温、風向きなどの気象条件や作業時間帯を考慮するなどの指導を行っています。

しかし、悪臭の発生源が有機肥料による土づくり奨励など農業施策に関わるものであったり、悪臭防止法の規制区域外であったりすることも多く、また、単一の脱臭技術で対応できることは稀で、絶対的な脱臭方法が存在しないことなどから、根本的な解決がなかなか難しいというのが現状です。

(2) 悪臭の防止のために

悪臭防止法では、住居の集合している地域など、住民の生活環境を保全する必要がある地域を規制区域として知事が指定します。

北広島市は、住宅地を中心にA区域とB区域の指定(昭和54(1979)年4月1日施行)を受け、その後の土地利用状況を勘案して、随時、指定地域の見直しを行っています。

また、悪臭により住民の生活環境に大きな影響を及ぼしていると認められる場合等は、悪臭の測定を実施しています。

(株)ホクリヨウ生産札幌農場については、平成16年2月と3月の測定結果において、アンモニアとメチルメルカプタンが法に基づく規制基準値を超えており、住民の生活環境を損ねていると認められたことから、平成16年3月22日、市は事業者に対し悪臭防止法に基づく改善勧告を発動しました。

平成22年度は、(株)ホクリヨウ生産札幌農場の敷地境界において4回悪臭物質等の測定を行い、アンモニアほかの特定悪臭物質は規制基準値以下でしたが、臭気指数については、指

導基準値を超えていることから、今後も継続して調査を行うとともに、事業者に防臭対策を指導していきます。(資料編P7表A-4)

(3) 悪臭の規制

悪臭防止法では、知事が規制区域を指定し、特定悪臭物質の濃度または臭気指数による規制基準を定めることになっています。

北海道では、特定悪臭物質の濃度による規制基準を定めており、規制区域内にある工場や事業場は、規制基準を超えて悪臭物質を排出してはならないこととされています。これに違反した場合には、市町村長が事業者に対し、改善勧告、改善命令などの措置をとることができます。

① 悪臭防止法に基づく規制(資料編P21表B-12)

事業場の敷地境界線の地表における規制基準を基本としますが、煙突などの気体排出口における規制基準や排出水の特定悪臭物質の濃度に対する規制基準が適用になる場合もあります。

② 官能試験法による悪臭対策指導要綱に基づく規制(資料編P21表B-13~15)

悪臭物質の濃度による規制だけでは、低濃度・多成分の複合臭に対応できず、住民の被害感覚を正しく評価できないことから、北海道は、「官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定し、臭気指数(人が臭いをかいで判定する指数)による指導基準値を定めました。臭気指数による方法は、「臭い」を総合的に評価することが可能であり、未規制物質による臭気も捕捉することができるなどの利点があります。

市では、実際に人が感じる臭気と、規制基準値との相関性などについて検証するため、平成11年1月から悪臭物質を測定する際に、法で規制されている特定悪臭物質5項目と臭気指数との同時測定を行っています。

5 その他の環境汚染

(1)ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質です。

平成 12(2000)年 1 月 15 日、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等のために、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等が定められました。

市では、大気・土壌・水質における状況把握のため、平成 11(1999)年度～13(2001)年度に、市内各地でダイオキシン類調査を行いました。一般大気においては、環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を下回っており、特に問題となる数値ではありませんでした。

水質及び土壌についても、環境基準(水質: 1pg-TEQ/l、土壌: 1,000pg-TEQ/g)をともに下回っており、問題となる数値ではありませんでした。また、北海道においても、沿道調査(国道 36 号)を平成 12 年度から実施していますが、北広島市内における平成 22 年度の測定結果は、0.014 pg-TEQ/m³と環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を下回っており、環境省発表の全国平均(0.036pg-TEQ/m³)をも下回っています。(資料編 P8 表A-5)

(2)内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

内分泌かく乱化学物質とは、動物の生体内の内分泌作用をかく乱する物質の総称で、微量でも魚などの生殖や成長などに悪影響を及ぼす可能性が指摘されています。国では、内分泌かく乱化学物質の疑いのある化学物質として約 70 種類を挙げていますが、人の健康への影響は現在のところ確認されていません。

北広島市では、平成 11(1999)・12(2000)年度の 2 か年で実施した環境負荷実態調査の中で、環境ホルモンに挙げられている物質のうち、

10 物質について、水質調査を行いました。その結果、輪厚川でフタル酸ジ-2-エチルヘキシル(プラスチック可塑剤)、野津幌川でノニルフェノール(界面活性剤等)、裏の沢川でビスフェノールA(樹脂原料等)、島松川・野津幌川・裏の沢川で 17-β -エストラジオール(人畜由来の女性ホルモン)が検出されました。これらの物質は、環境省が平成 15 年度に全国の 50 地点(河川)で実施した調査においても検出されたもので、全地点の 42～90%の地点で検出されました。

(3)一般農薬

農薬は、農作物の栽培に際し病害虫から農作物を守り、農業生産の安定化等を図る目的で使われていますが、その安全・適正使用は、市民の健康保護や環境保全の上で極めて重要です。

そのため、農薬の性質や作用、適正な使用方法、危害の防止方法及び保管管理に対する知識を身に付け、事故等を未然に防ぐことが必要になります。

市では、人体や環境に影響を及ぼすことのないよう、北海道農薬安全使用推進方針や北海道農作物病害虫防除基準、除草剤使用基準等に基づき、石狩振興局や石狩南部地区農業改良普及センターと連携をとりながら、農薬使用に伴う事故や環境汚染の防止のために指導啓発を行っています。

なお、平成 14 年の農薬取締法改正により、これまで努力規定であった「農薬安全使用基準」に代え、農林水産省・環境省令として「農薬を使用するものが遵守すべき基準」(農薬使用基準)が定められ、違反した場合には罰則が科せられることになりました。

特に遵守すべき事項としては、

- ①農薬容器ラベル表示事項の遵守
- ②登録農薬、もしくは特定農薬(特定防除資

材)の使用

③特定使用者の、農薬使用計画書提出義務

④農薬の飛散・揮散防止措置を講ずる義務などが上げられます。

(4)ゴルフ場農薬

ゴルフ場で使用される農薬については、平成2(1990)年4月に、北海道が「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」(平成21年6月1日改正)を制定しました。

市では、平成元(1989)年、ゴルフ場農薬が原因とされる事故が発生したことから、翌年4月に「広島町ゴルフ場農薬等安全指導要綱」(平成17年3月31日改正)を制定し、これに基づき、市内にある8か所の各ゴルフ場と環境保全に関する協定を締結し、農薬使用量の低減、低毒性農薬の使用等について指導徹底を図っており、農薬散布状況の確認や水質検査等も行っております。

また、サンパーク札幌ゴルフコースに関しては、芝の雪腐れ病対策に農薬以外の有効手段が無い場合、グリーン部分に限って農薬散布を許可しています。

散布実施日については、ゴルフ場が関係自治体に回覧通知を行っており、実施当日には市職員のほか市長が委嘱した立会人5名が立会い、散布状況及び安全使用について、協定内容どおりに実施されているかどうかの確認を行なっています。

ゴルフ場からの排水については、平成2(1990)年5月、環境庁(現環境省)が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を定め、現在72種類の農薬に指針値が設定されています。(資料編P25 表B-21)

市では、農薬散布の影響を把握するため、市内8ゴルフ場の排水及び河川水の水質検査を実施しています。

平成22年度においても、市内各ゴルフ場の

排水及び河川水(島松川、輪厚川)について、24種類の農薬に対し43検体の農薬検査を行いました。全て指針値以下となっております。(資料編P9 表A-6)

また、事業者も排水、ゴルフ場内井戸水、ゴルフ場周辺井戸水について自主的に水質検査を行っていますが、数値に問題はなく、農薬汚染による水質汚濁は見当たりません。



市内ゴルフ場

(5)土壌汚染

平成14年度に「土壌汚染対策法」が施行され、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地や土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めた土地については、土壌汚染状況調査等の措置を行うことが定められました。

この調査により、土壌の汚染状況が基準に適合しない土地については、都道府県知事がその区域を指定区域として指定することになります。

なお、現在、本市においては、法に定める基準に適合しない汚染が認められた指定地域はありません。(資料編P26 表B-22)

土壌汚染に関しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として環境基準が定められています。(汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかである場所や原材料の堆積場、廃棄物の埋立地などには適用されません。)(資料編P27 表B-23)